

1 **知床五湖利用調整地区 利用適正化計画（案）**

2
3 環境省釧路自然環境事務所
4 知床五湖の利用のあり方協議会
5

6 目次

7
8 1 背景

- 9 (1) 当該地区の保護及び利用の現状
10 (2) 当該地区の保護及び適正な利用を図るための問題点及び課題

11 2 利用の適正化を図るための基本方針

- 12 (1) 利用適正化計画により達成すべき目標
13 (2) 利用のあり方に関する基本方針
14 (3) 自然環境の保護及び管理に関する基本方針
15 (4) 利用施設の整備及び管理に関する基本方針

16 3 利用調整地区の指定に関する事項

- 17 (1) 利用調整地区の名称
18 (2) 利用調整地区の区域
19 (3) 利用調整の期間
20 (4) 利用調整地区の指定の広報、利用調整地区の周知の方法

21 4 モニタリング、モニタリングの評価及び計画への反映に関する事項

- 22 (1) 基本的考え方
23 (2) 指標等の設定
24 (3) モニタリングの手法
25 (4) モニタリングデータの評価
26 (5) 報告及び公表の方法

27 5 立入認定の手続きに関する事項

- 28 (1) 認定基準
29 (2) 立入認定事務の実施方法
30 (3) 注意事項（利用ガイドライン）
31 (4) 注意事項（利用ガイドライン）の周知
32 (5) 利用者の指導

33 6 引率者の養成に関する事項

34 7 自然環境の再生、復元等に関する事項

35 8 利用施設の整備及び管理に関する事項

- 36 (1) 各施設の整備及び管理に関する事項
37 (2) 共通事項

38 9 アクセスに関する事項

39

40 **1 背景**

41 知床五湖は知床国立公園を代表する利用拠点であり、年間 50 万人もの利用者が訪れ
42 ています。利用者の多くは、知床五湖の自然景観の探勝を目的とされていますが、五
43 つの湖を周回する地上歩道は、ヒグマの出没を理由として閉鎖されることが多く、知
44 床随一の自然景観を探勝できない事態が近年頻繁に生じるようになってきています。

45 また、地上歩道が通行できる場合であっても、多くのお客様が特定の曜日や時間帯
46 に集中することにより、静寂な利用環境が損なわれているケースがあり、原生的な自然
47 環境を有する地域であるにもかかわらず、まるで都会の公園と同じような喧噪を体験
48 することになっています。

49 さらに、湖畔の展望地などで植生の踏み荒らしも発生しており、自然環境保全上
50 の対策を講じることが必要です。荒廃した植生をそのまま放置することは、国民の共
51 有財産である国立公園の資質を損なうことになると同時に、原生的な自然の体験を期
52 待して知床五湖を訪れた利用者の期待を裏切ることにもなるからです。また、一部の
53 利用者によって、ヒグマを誘引しかねない食べ歩きが行われるなど自然環境保全上だ
54 けでなく、安全対策の面からの課題もあります。

55 このような課題に対応するため、環境省は、北海道、斜里町、地元の関係団体の方々
56 とともに、「知床五湖の利用のあり方協議会」（以下「協議会」という。）を組織し、専
57 門家の参画も得て、知床五湖地区の新しい利用のあり方を検討してきました。

58 本計画は、その検討成果を踏まえて、新しい知床五湖の利用のあり方を提示し、自然
59 公園法に基づく利用調整地区制度の運用と協議会による取組を一体的に行うことに
60 より、一人でも多くの利用者に、知床五湖の自然環境のすばらしさを体験していただ
61 くために策定するものです。本計画の実行が、知床五湖の原生的な自然環境の保全と
62 適正な利用を両立させ、引いては利用者の満足度と安全性を高めることになることに
63 留意し、協議会構成員が協力して取組を進めるものとします。

64

65 **(1) 当該地区の保護及び利用の現状**

66 ① 当該地区の範囲（利用調整地区及び関連する周辺地域）

67 本計画の対象とする地区（以下「知床五湖地区」という。）は、五つの湖を周回する
68 地上歩道、高架木道及び駐車場とこれらと一体となる周辺の森林、湖、草原などから
69 なる地域とします。

70

71 ② 自然環境の特性、利用の現状、自然環境保全に関する関係法令の指定状況等

72 <自然環境の現状>

73 知床五湖地区は、知床半島のほぼ中央部のオホーツク海に面した比較的平坦な
74 溶岩台地上に位置し、トドマツ、エゾマツ、ミズナラに代表される針広混交林の
75 深い森林に抱かれた五つの火山性堰止め湖が点在しています。このような、湖面
76 を前景とした知床連山の眺望は優れた景観資源となっています。

77 台地の北西側は 200mにおよぶ断崖となってオホーツク海に落ち込んでいます。

78 また、最も西に位置する一湖の南西には戦後の牧草地開拓の跡地であるササ草原
79 が広がっています。

80 知床五湖地区は、ヒグマ、エゾシカ等大型獣の生息地であるとともに、周辺地域
81 はオジロワシやシマフクロウ等希少鳥類の生息地域ともなっています。近年、ヒグ
82 マは春から初夏にかけてミズバショウ等の餌をもとめて知床五湖地区に現れる傾
83 向にあるほか、エゾシカが高密度に生息する地域でもあります。

84 <利用の現状>

85 知床五湖地区は、年間 50 万人が訪れる国立公園最大の利用拠点であり、唯一の
86 アプローチ手段である道道知床公園線が開通するゴールデンウィークから冬期閉
87 鎖される 11 月下旬の間が利用シーズンとなっています。特に利用者の多い時期は、
88 観光シーズンである 7 月から 9 月にかけてであり、歩道上や駐車場において利用
89 の集中が生じています。

90 知床五湖地区には、拠点となる駐車場、公衆トイレ、レストハウスがあり、こ
91 こを拠点として五つの湖を周回する地上歩道と、一湖畔まで到達する高架木道が
92 整備されています。高架木道は、十分な高さの確保と電気柵によりヒグマから保
93 護されており、ヒグマの出没状況に関係なく、安全で安定的に利用できる施設で
94 す。その勾配や幅員も車イスの乗り入れが可能なものとなっています。

95 利用状況としては、知床五湖地区への来訪者の約 6 割が、五つの湖を周回する
96 地上歩道を利用していますが、春から初夏にかけてはヒグマの出没により地上歩
97 道が閉鎖となって利用できないケースも多くなっています（平成 20 年度）。

98 <自然環境保全に関する関係法令、計画等>

99 知床五湖地区は、国立公園特別保護地区（自然公園法、昭和 39 年 6 月指定）、
100 国指定鳥獣保護区特別保護地区（鳥獣保護法、平成 13 年指定（当初指定昭和 57
101 年 3 月））により各種行為が制限されており、特に動植物の捕獲・殺傷、採取・損
102 傷は厳しく制限されています。

103 知床国立公園では、平成 13 年度から、利用の適正化に向けた検討が専門家や地
104 域関係団体、関係する自治体や行政機関が一同に介して検討されてきました。平
105 成 14 年 3 月に策定された知床国立公園利用適正化基本構想では、「知床国立公園
106 の利用に当たっては、ヒグマによって象徴される知床の自然に対する「謙虚さ」
107 と「畏怖・畏敬の念」を根底とした『ヒグマの棲家におじゃまする』を基本思想
108 とする。」こととしています。この中では、「知床ならではの原始性の高い自然
109 景観と豊かな野生生物によって形成される多様な生態系の持続的な保全」を前提
110 として、「原始的な自然の地域において、一定のルールの下での自然体験機会の
111 適正な提供と持続的な利用を図る。」ことを基本方針としています

112 また、知床国立公園は、平成 17 年 7 月にユネスコ世界遺産委員会において登録
113 された知床世界自然遺産地域の主要な保護担保制度でもあり、知床世界自然遺産
114 地域管理計画に基づく管理も進められています。同計画では、「知床五湖地区は、
115 遺産地域の中でも特に利用が集中する地域であることから、過剰な利用に伴う問

116 題、あるいは高密度に生息するヒグマとの軋轢を生じさせないように、効果的な
117 利用の制限、誘導や普及啓発、施設整備のあり方、ヒグマの保護管理のあり方を
118 検討し、必要な対策を実施することにより、適正な利用を確保する」こととされ
119 ています。

120 <土地所有>

121 知床五湖地区の土地所有は、国有地（財務省所管）及び斜里町有地であり、周
122 辺には国有林、道有地及び民有地もあります。

123

124 (2) 当該地区の保護及び適正な利用を図るための問題点及び課題

125 ① 植生その他の風致景観の保護上の問題点及び課題

126 当地区では、多くの利用者が地上歩道に集中することで、主要な展望地点や滞
127 留地点においてすれ違いのための待避や写真撮影等に起因した植生の踏み荒ら
128 し・荒廃が発生しています。

129 多くの利用者が地上歩道を自由に利用される一方、知床五湖ではヒグマの出没頻
130 度が高くなっています。もし、利用者が、ヒグマを誘引する行動をとったり、又は、
131 ヒグマとの遭遇時に不適切な行動をとり、人身事故が発生したり、又は、そのおそ
132 れが高まった場合は、そのヒグマは駆除せざるを得なくなります。このような事態
133 が増加すれば、ヒグマの個体群存続をおびやかす可能性があります。

134 なお、知床半島各地で増加したエゾシカによる植生の食害が確認されていますが、
135 知床五湖地区においても、植生に対する食害が生じています。人間の踏圧による被
136 害とは異なる影響ですが、広域に移動するエゾシカの特性を踏まえた個体数管理等
137 の対策を検討していく必要があります。

138

139 ② 質の高い利用を実現する上での問題点及び課題

140 知床五湖地区では、地上歩道において、多くの利用者が集中することにより、
141 静寂な利用ができなくなっており、国立公園の核心地域にふさわしい自然体験の
142 質を維持できていません。このことは、世界自然遺産としての知床の原生的な自
143 然の体験を期待する利用者に対して、その期待に応えられていないことを意味し
144 ます。

145 また、地上歩道については、不特定多数の利用者の自由利用を前提としている
146 ため、ヒグマとの遭遇回避の観点から、歩道を長期にわたって閉鎖せざるを得な
147 い場合も多く、せっかく訪れた利用者に対して、安定的な利用の機会を提供でき
148 ていません。

149 さらに、様々な利用のルールを提唱し、多くの利用者に協力していただいでい
150 ますが、一部には、ヒグマを誘引しかねないソフトクリーム等の食べ物を持ち込
151 み、食べ歩きを行うなど野生動物に影響を与える可能性のある行動をとる利用者
152 もみられます。随時、関係職員が注意を行っていますが、強制力がなく、対応に
153 苦慮することもあります。

154 また、近年の利用上の大きな課題としては、外国人利用者への対応の問題もあり
155 ます。近年、中国等アジアの国々を中心とした外国人の利用者が増加していますが、
156 外国語での情報提供は行えていません。利用のルールを的確に伝えられないこと
157 により、現場において利用上のトラブルも生じています。このことは、外国人利用者
158 へのサービスという観点から見ても不十分であり、今後、改善する必要があります。
159

160 **2 利用の適正化を図るための基本方針**

161 **(1) 利用適正化計画により達成すべき目標**

162 ① 自然環境保全上の目標

163 原生的な自然景観と生態系の保全を目標とします。知床五湖地区本来の原生的
164 な自然景観と豊かな野生生物によって形成される多様な生態系を、人類共有の資
165 産として将来にわたって保全するため、利用による自然植生やヒグマ等の野生動
166 物への影響を最小限とし、人間と自然との共存を目指します。

167 ② 公園利用上の目標

168 知床五湖地区について、利用者が自らのニーズに応じた利用体験の機会を選択
169 できるようにすることにより、利用者の満足度を向上させることを目標とします。
170 具体的には、地上歩道は、より質の高い感動的な自然とのふれあいや原生的な自
171 然の体験を行える空間とするとともに、高架木道は、安全で安定的な利用が行え
172 る空間として活用し、利用者の期待への対応の幅を広げます。
173

174 **(2) 利用のあり方に関する基本方針**

175 駐車場から一湖の湖畔展望地までの間に整備された高架木道については、不特
176 定多数の利用者による安全で安定的な利用を確保する場とします。

177 地上歩道は、静寂な利用環境の保持と原生的な自然の体験ができるよう、利用
178 人数の調整（1日の総立入人数や単位時間当たりの人数の制限等）を行うととも
179 に、秩序ある利用を推進するため、利用ルールの遵守を徹底します。

180 また、ヒグマが頻繁に活動する期間の地上歩道の利用に際しては、ヒグマへの
181 対処技術を有する者として知床五湖の利用のあり方協議会が養成・登録した引率
182 者の同行を義務づけることにより、ヒグマとの軋轢を予防し、より安全な利用環
183 境の確保を図ります。
184

185 **(3) 自然環境の保護及び管理に関する基本方針**

186 地上歩道の原生的な自然の保護を図るため、利用人数の調整を行うとともに、
187 利用ルールの遵守を徹底します。

188 ヒグマが頻繁に活動する期間の地上歩道の利用に際しては、登録引率者（仮称）
189 により引率された団体利用のみとすることにより、利用者の不適切な行動により、
190 ヒグマの生態を攪乱することのないようにします。また必要に応じて、人慣れの
191 進行したヒグマが住宅地に出没することのないよう、ヒグマの追い払い等の忌避

192 学習付けを実施します。

193 なお、高架木道の利用についても、ヒグマ等野生動物への餌付け等がなされた
194 場合は、地上歩道と同等の問題が生じることから、食べ歩きや餌付け等の禁止に
195 ついて周知を徹底します。

196

197 **(4) 利用施設の整備及び管理に関する基本方針**

198 知床五湖地区は、駐車場を拠点として、安定的で自由な利用が可能な高架木道
199 と、一定の利用の調整の下、原生的な自然環境の中で質の高い自然体験を行える
200 地上歩道という2つの利用空間を有する地区です。それぞれの利用空間の性格の
201 違いが明確になるような施設の整備と管理運営を行います。

202 地上歩道は、利用の調整の実施を前提として、原則として歩きやすくするため
203 の新たな施設整備は行いません。高架木道については、誰でも安全で安定的に利
204 用できる空間としての整備を行います。駐車場や各施設については、国立公園の
205 核心地域に相応しい施設としての整備や管理運営を進めます。

206

207 **3 利用調整地区の指定に関する事項**

208 **(1) 利用調整地区の名称**

209 ○利用調整地区の名称は、「知床五湖利用調整地区」とします。

210

211 **(2) 利用調整地区の区域**

212 ① 利用調整地区の区域線（図面）

213 五つの湖と地上歩道を含む国有地（財務省所管地）及び斜里町有地のうち、別添
214 区域図に示す範囲を対象とし、高架木道敷地は含まないものとします。（別添区域図
215 参照）

216

217 ② 利用調整地区の区域を示す標識等の整備計画

218 知床五湖利用調整地区へのアプローチは駐車場のみからとなります。このことか
219 ら、利用調整地区の入り口である受付・レクチャー施設において、区域図とともに、
220 利用適正化の趣旨や概要等を示す案内・解説標識を設置します。

221 また、利用調整地区内において、利用者に守ってもらう必要のある事項（利用
222 ルール）を周知するための制札等を必要に応じて設置します。

223

224 **(3) 利用の調整を行う期間**

225 ① 利用の調整を行う期間

226 利用の調整を行う期間は5月10日から10月20日までとします。ただし、期間
227 は利用状況を踏まえて、毎年度、見直しを行うものとします。

228 （理由）

229 知床五湖地区へのアクセス道路は冬期間閉鎖されており、開通する期間は4月

230 下旬～11月までの間です。過去の利用統計では4月と10月下旬以降の利用者は非
231 常に少ない状況となっています。また、5月上旬までは、例年積雪により地上歩
232 道の大半が利用停止となっている期間です。期間をどのように設定するかについ
233 ては、前年度の利用状況を見て協議会において検討し、見直すこととします。

234

235 ②利用の調整を行う期間の区分

236 利用の調整を行う期間は大きく、2期（5月10日から7月31日、8月1日か
237 ら10月20日）に区分します。前者の期間を「ヒグマ活動期」、後者を「植生保護
238 期」と称し、それぞれの期間の実情に応じた利用の調整を行います。①の期間の
239 見直しやヒグマの出没状況を踏まえて、毎年度、見直しを行うものとします。

240 (理由)

241 例年春から初夏は、ヒグマが五湖地区を頻繁に利用する時期であり、ヒグマと
242 利用者との軋轢を最小限とするためには、利用者の量と行動を十分にコントロ
243 ールする必要があります。このため、植生保護のみを目的とする夏から秋にかけ
244 ての期間とは区別して取り扱う必要があります。この期間の区分については、前
245 年度の状況を見て協議会において検討し、見直すこととします。

246

247 (4) 利用調整地区の指定の広報、利用調整地区の周知の方法

248 知床五湖は知床国立公園の重要な利用拠点であるばかりか、道東を代表する観光
249 地です。このため、知床五湖の利用の調整の実施や見直しについては、十分な時間
250 的余裕を持って、一般利用者のみならず、ツアーを企画する旅行業関係者等の観光
251 関係者に広く周知します。

252 また、すでに知床を訪れている利用者に対して、リアルタイムの情報を提供する
253 ため、知床世界遺産センター、知床自然センター、道の駅うとろ・シリエトク等の
254 拠点施設の他、各宿泊施設等の協力を得て、最新情報の提供を行います。この際、
255 外国語での周知を進め、増加する外国人利用者に対するサービスの充実に努めます。

256 これらの周知は、パンフレット、インターネット等様々な媒体を用いて多角的に
257 実施するとともに、地元で観光等に携わる関係者が利用者に対して適切な情報提供
258 を行えるように地元観光関係者への周知にも努めます。

259 メディアや旅行業関係者向けの広報を行うため、知床五湖の利用のあり方協議会
260 の中に広報に関する部会を設け、積極的な情報提供を行います。

261

262 4 モニタリング、モニタリングの評価及び計画への反映に関する事項

263 (1) 基本的考え方

264 知床五湖利用調整地区では、原生的な自然景観と多様な生物や生態系の保全と質の
265 高い自然体験の機会の提供を目的として本計画に基づく利用の調整を実施します。し
266 かし、利用の調整による効果をあらかじめ正確に予測することは困難であることから、
267 モニタリングを実施し、順応的に管理していくことが必要です。

268 このため、利用の調整の効果について指標を定めてモニタリングを実施し、その結
269 果を評価し、目標の達成状況に応じて、本計画を適切に見直していくこととします。

270

271 (2) 指標等の設定

272 自然環境への影響の観点から、植生とヒグマに関する指標、自然体験の質の観点か
273 ら利用者に関する指標を設定します。指標については、講じうる対策や調査研究の進
274 捗状況に応じて、以下の事項について設けることを検討します。なお、これらの指標
275 の詳細については、専門家の検討を基にして協議会において別途、モニタリング実施
276 計画を策定し、同実施計画に基づいたモニタリングを実施するものとします。

277

278 (モニタリングの指標として考えられる事項例)

- 279 ○利用者による踏圧に関する事項（例：歩道とその周辺での踏みつけによる植生
280 の損傷度合い、土壌の固結度合い等）
- 281 ○ヒグマへの影響に関する事項（例：ヒグマと利用者の遭遇の頻度等）
- 282 ○利用者の意識に関する事項（例：ヒグマ活動期、植生保護期、それぞれでの利
283 用者の混雑感、知床五湖の利用の満足度、引率利用の満足度、再訪意欲等）
- 284 ○利用者の利用行動に関する事項（例：植生保護期における歩道上での混み具合、
285 歩行速度（混雑すると歩行者が自由に自分の好きな速度で歩けなくなるため、
286 混雑度合いを表す指標となる）等）
- 287 ○本計画に基づく施策の周知に関する事項（例：本計画に基づく取組についての
288 周知度合い等）
- 289 ○知床五湖に関する社会経済的指標（ガイド事業の利用者数やホテルの宿泊者数、
290 公共交通機関の利用者数、訪問車両数等）
- 291 ○その他必要な事項

292

293 (3) モニタリングの手法

294 モニタリング手法の詳細については、別途作成するモニタリング実施計画において、
295 定めることとしますが、その際には、次のような観点から検討を行うことが必要です。

- 296 ○モニタリングポイントの設定（踏圧の状況について、定期的なモニタリングを
297 実施すべき場所の抽出とモニタリングサイトの設定等）
- 298 ○ヒグマに関する情報収集等の体制整備（地上歩道において、ヒグマと遭遇し引
299 き返した引率者等からの情報収集と情報の整理・共有方法、五湖以外での周辺
300 地域での遭遇情報の収集等）
- 301 ○利用者等に対するアンケート調査等の実施（利用者の意識や事前の情報の周知
302 状況の把握には、利用者に対するアンケート調査が有効。この場合、統計学的
303 に有意となる回答数の確保が必要な一方で、アンケートに要する利用者の負担
304 を少なくする工夫も必要。）
- 305 ○利用者の利用行動の把握（利用者の実際の利用行動については、アンケートだ

306 けでは把握しきれないことから、モニタリング用ビデオカメラを一時的に活用
307 する)
308 ○モニタリングの実施頻度（モニタリングの頻度（回数、間隔）のあり方。なお、
309 利用調整地区制度導入後数年間は、きめ細かなモニタリングを実施する。）
310 ○モニタリングの実施体制（モニタリングの実施主体、実行体制、評価分析を担
311 う専門家等を明確にすることが重要。）

312

313 **（４）モニタリングデータの評価**

314 知床五湖利用調整地区のモニタリングデータは専門家による分析と評価を得た後、
315 協議会に報告するものとします。協議会では、当該結果を踏まえて、毎年、当計画の
316 見直しを行うものとします。

317 この見直しの時期は、毎年の利用シーズン後（11月頃）とし、利用の調整の内容に
318 ついて変更を伴う場合は、翌シーズンの利用に間に合うよう、必要な告示手続等を年
319 度内に終えるものとします。

320

321 **（５）報告及び公表の方法**

322 当計画の見直しを行う協議会は公開で行うものとし、モニタリングの結果及び協議
323 会の会議録等は全て、インターネット上において公表します。公表に際しては、知床
324 データーセンター（<http://dc.shiretoko-whc.com/>）を活用します。

325

326 **５ 立ち入り認定の手続きに関する事項**

327 **（１）認定基準**

328 利用調整地区への立入認定基準は、自然公園法及び同施行規則による規定による
329 ほか、以下のとおりとします。

330 ① 全期間共通の基準

331 ○あらかじめ、知床五湖の受付・レクチャー施設において実施されるレクチャー
332 を受講していること。

333 ② ヒグマ活動期の基準

334 ○6に規定する登録引率者（仮称）による引率を受けた10名以下の団体であるこ
335 と（登録引率者を含め1チーム11名以下とする）。

336 ○地上歩道上の団体の同時滞在数は、8チーム以下とする。

337 ○利用ルートは原則として一方通行とし、入口から、五湖、四湖、三湖、二湖、
338 入口の順路の一ルートとする。

339 ③ 植生保護期の基準

340 ○1日あたりの利用者数の上限は3000人までとし、1時間あたりに立ち入ること
341 ができる人数は300人までとする。

342 ○利用の平準化を図るため、概ね10分ごとに50人ずつの立ち入りとする。

343 ○利用ルートは原則として一方通行とし、入口から五湖、四湖、三湖、二湖、一

344 湖、高架木道経由のルート（大ループ）、又は入口から二湖、一湖、高架木道経
345 由（小ループ）のルートの2ルートとする。
346 ※立入認定の有効期間は、1日のみとし、1回利用した後に、再度立ち入る場合は、
347 改めて認定を受けることが必要。
348

（参考）自然公園法・自然公園法施行規則に定める基準

- ① 国立公園の利用の目的で立ち入るものであること。
- ② 利用調整地区の区域内の風致又は景観の維持とその適正な利用に支障を及ぼすおそれがないものとして、環境大臣が定める人数の範囲内であること。
- ③ 利用調整地区の区域内の風致又は景観の維持とその適正な利用に支障を及ぼすおそれがないものとして、環境大臣が定める期間内であること。
- ④ 次に掲げる行為を行うものでないこと
 - ・ 生きている動植物（身体障害者補助犬を除く。）を故意に持ち込むこと。
 - ・ 野生動物に餌を与えること。
 - ・ 野生動物の生息状態に影響を及ぼす方法として、環境大臣が定める方法により、撮影、録音、観察その他の行為を行うこと。
 - ・ ごみその他の汚物又は廃物を捨て、又は放置すること。
 - ・ 球技その他これに類する野外スポーツをすること。
 - ・ 非常の場合を除き、屋外において花火、拡声器その他これらに類するものを用い、必要以上に大きな音又は強い光を発すること。
- ⑤ 環境大臣が利用調整地区毎に定める注意事項を守るとともに、自己の責任において立ち入るものであること。
- ⑥ その他環境大臣が利用調整地区毎に定める基準に適合するものであること。

349 ※⑤については、「(3) 注意事項（利用ガイドライン）」の内容を規定します。
350 ※⑥については、ヒグマ活動期の登録引率者（仮称）の同行、一方通行、事前の
351 レクチャー受講等を規定します。
352

353 (2) 立入認定事務の実施方法

354 ①認定を行う事務所の場所

355 認定事務を行う事務所は、知床五湖の受付・レクチャー施設（「知床五湖フィールドハウス」）とします。
356

357 ②受付の方法及び人数調整の方法

359 ヒグマ活動期については、6に規定する登録引率者（仮称）に引率された団体利用を基本とし、代表者立入認定申請のみとします。各引率者による団体の立入スケジュールを事前に確定できるように事前予約制を基本とします。なお、事前予約は先着順としますが、不適正な仮押さえ予約を防止する措置を検討し、講じるものとします。
360
361
362
363

364 植生保護期については、代表者立入認定、個人の立入認定ともに可能であり、利
365 用者数の上限も多いため、当日受付のみとします。利用者は、立ち入ろうとする際
366 には、先着順に直近の受講可能なレクチャーを修了し、立ち入りを行うものとしま
367 す。このレクチャーは10分ごとに50名の立ち入りを前提として実施します。
368

削除: 収容力

削除: 大きな

369 (3) 注意事項 (利用ガイドライン)

370 利用者が、知床五湖利用調整地区の利用に際して遵守しなければならない注意事項
371 は、以下のとおりとします。

- 372 ○利用調整地区内においでの出る飲食物を持ち込まないこと、また、利用調整地区
373 内で摂食を行わないこと。(ただし、非常用携行食の持ち込み、摂食を除く。)
- 374 ○利用調整地区内で喫煙を行わないこと。
- 375 ○湿原や植生を踏み荒らすことのないよう、歩道を外れて歩行、休憩等しないこと
376 (ヒグマ活動期に、引率者の指示に従って行動する場合を除く。)
- 377 ○ヒグマ活動期の立ち入りにあっては、引率者の指示に従うこと。
- 378 ○ヒグマの出没により立ち入りが制限された地域には立ち入らないこと (ヒグマ活
379 動期に、引率者の指示に従って行動する場合を除く。)
- 380 ○植生保護期において、ヒグマと遭遇した際には、ヒグマを刺激しないように配慮
381 しつつ速やかに現場から待避し、引き返すこと。
- 382 ○先行する利用者がヒグマに遭遇し、引き返している場合は、それ以上の進行をや
383 め、ともに引き返すこと。
- 384 ○外来種を非意図的に持ち込むことのないよう、利用に先立ち、衣服・靴等に付着
385 した種子や土の除去に努めること。
- 386 ○定められた順路を遵守すること (ヒグマ活動期に、引率者の指示に従って行動す
387 る場合を除く。)
- 388 ○利用調整地区や施設の管理、ヒグマ対策等に携わる環境省、北海道、斜里町、知
389 床財団、自然公園財団又は指定認定機関の職員 (以下「関係職員」という。) の指
390 示に従うこと。

392 (4) 注意事項 (利用ガイドライン) の周知

393 注意事項については、フィールドハウスにおいて実施するレクチャーにおいて周
394 知徹底します。また、代表者立入認定を得て、他の利用者を引率して立ち入る代表
395 者は、引率する利用者に注意事項の徹底を行うことが必要です。

397 (5) 利用者の指導

398 関係職員は、巡視等において不適切な行動を行う利用者を発見した場合は、適切
399 に指導を行うものとします。その際、外国人利用者に対しても対応できるよう外国
400 語での注意カード等の携行を行います。

401 また、高架木道においても、ヒグマ等野生動物の誘引や餌付けの防止のため、指

404 導を徹底します。

405

406 **6 引率者の養成に関する事項**

407

408 ヒグマが知床五湖で活動する機会の多いヒグマ活動期の利用にあたっては、ヒグ
409 マへの対処技術を有すると認められる引率者が引率する団体利用であることを基本
410 とします。

411 この引率を行うのに必要な引率者は、知床五湖の利用のあり方協議会において養
412 成し、資格審査を行うこととします。この審査を経て引率者名簿に登録された引率
413 者を「登録引率者（仮称）」と称し、ヒグマ活動期の立入認定を受けられる代表者に
414 必要な要件とします。

415

416 登録引率者の要件としては、大きく①知床五湖の地理を熟知していること、②知
417 五湖に生息するヒグマの生態に関する知識を有していること、③ヒグマとの遭遇を
418 回避するための技術を有し、的確に行使できること、④ヒグマとの遭遇時に利用者
419 を誘導して安全に待避できること等があげられます。協議会では、専門の部会を設
420 け、登録引率者の具体的な要件、研修内容、引率時の基本ルールの検討や資格審査
421 を実施するとともに、毎年の実施状況等を踏まえたこれらの見直しを行います。

422

423 なお、引率者資格には、知床五湖の地理を熟知しているなど地元での豊富な経験
424 を有していることが必要である一方で、誰もが新規に参加しうる公開されたもので
425 あることが重要です。このため、透明性のある公募を行うとともに、必要な養成・
426 研修プログラムを準備し、公平性を担保して引率者の資格審査を行うものとします。

427

428 **7 自然環境の再生、復元等に関する事項**

429

430 人の踏み荒らしによる植生が荒廃した場所については、制札等により新たな踏み
431 荒らしの発生を防止することを基本とし、自然の回復を待つことを基本とします。

432 植生の回復状況についてモニタリングを行い、十分な回復効果が得られない場合
433 には人為的な回復について検討し、必要に応じて人為的な復元対策を講じるものと
434 します。

435 ヒグマの人慣れの進行は、将来的な駆除をもたらす可能性があるため、必要に応
436 じて忌避学習付けのための追い払い等の対策を講じるものとします。

437

438 **8 利用施設の整備及び管理に関する事項**

439 **(1) 各施設の整備及び管理に関する事項**

440 利用施設の整備及び管理に関する基本方針に従い、適切な施設整備と管理を行いま
441 す。

- 442 ①_r 地上歩道
- 443 地上歩道では、より深い自然体験を提供することから、危険木の管理や必要な標
- 444 識類等の再整備を中心とし、利便性の向上等を目的とした新たな歩道施設の整備は
- 445 行わないこととします。また、地上歩道に現存する不要な施設の撤去をすすめます。
- 446 ②受付・レクチャー施設（知床五湖フィールドハウス（仮称））
- 447 地上歩道の利用にあたって必要となるレクチャーや立入認定手続きを行うための
- 448 受付・レクチャー施設（フィールドハウス）の整備と適切な管理運営を行います。
- 449 この施設で実施するレクチャーは、映像を使用するなど一般利用者の理解しやすい
- 450 ものとし、知床五湖への来訪が増加傾向にある外国人にも理解可能なものとし
- 451 ます。既存の公衆トイレは廃止し、受付・レクチャー施設内に公衆トイレを整備
- 452 します。
- 453 ③高架木道
- 454 当地区を訪れる多くの利用者にとって、今後、高架木道が利用の中心となるため、
- 455 高架木道のエントランス部分の整備を行い、駐車場からのスムーズな利用動線の確
- 456 保を図ります。
- 457 ④休憩施設
- 458 利用者の休憩に供するため、高架木道のエントランス部分に近接させて、休憩施
- 459 設の整備を行います。

460 (2) 共通事項

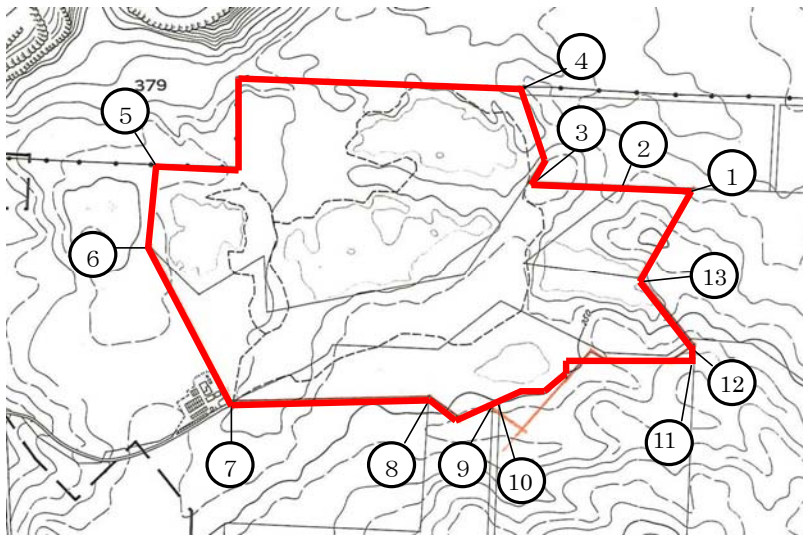
- 461 各施設のデザイン・意匠だけでなく、各施設で提供するサービス・商品は国立公
- 462 園の核心地域にふさわしい特別な空間としての演出が可能なるものであることを原則
- 463 とします。
- 464 知床五湖地区では、身体障害者、外国人、児童等様々な利用者に対するサービス
- 465 の向上を目指すとともに、少なくとも高架木道については、利用弱者対策を徹底し
- 466 ます。また、利用にあたって物理的な制約条件等があり、利用が困難な場合には、
- 467 あらかじめ標識、ホームページ等を通じて十分な周知・広報に努めます。

468 9 アクセスに関する事項

- 470 利用調整地区の運用が開始された場合、高架木道の供用が全線（片道 800 メートル）
- 471 で開始されていることと相まって、知床五湖地区における利用者の滞留時間が
- 472 さらに伸びることが予想されます。この場合、今まで以上に駐車場が混雑し、さら
- 473 には、駐車場に至る道道知床公園線における渋滞の発生頻度と長さが大きくなるこ
- 474 とが予想されます。
- 475 このため、知床五湖地区を訪れる利用者に対して、できるだけ早い段階で渋滞情
- 476 報（渋滞予報）に関する情報を提供し、ウトロ地区または知床自然センターからのシ
- 477 ャトルバスの利用を強く推奨するものとし
- 478 ます。

479 (別添図) 知床五湖利用調整地区区域図

480



481

※上記区域線で囲まれる地区のうち、高架木道敷地は除く。

利用調整地区区域線		
①	-②	土地所有界 (国有地・民有地)
②	-③	土地所有界 (町有地・民有地)
③	-④	土地所有界 (国有地・民有地)
④	-⑤	国有林界
⑤	-⑥	土地所有界 (国有地・町有地)
⑥	-⑦	見通し線界 (⑤歩道起点)
⑦	-⑧	見通し線界
⑧	-⑨	土地所有界 (国有地・道有地)
⑨	-⑩	見通し線界
⑩	-⑪	土地所有界 (国有地・道有地)
⑪	-⑫	見通し線界
⑫	-⑬	見通し線界
⑬	-①	土地所有界 (国有地・町有地)

482